◇ 離婚後の慰謝料請求の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

慰謝料は、相手方の不法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するための損害賠償であり、相手方の行為によって、離婚せざるを得なくなったような場合などに請求することができます。

離婚後に慰謝料について当事者間の話合いがまとまらない場合や話合いができな場合には、家庭裁判所の 調停手続を利用することができます(離婚前の場合は、夫婦関係調整調停(離婚)の中で慰謝料について話合い をすることができます。)。

調停手続では、当事者双方から、離婚に至った経緯や離婚の原因がどこにあったかなどの事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決策を提示したり、解決のために必要な助言をする形で話合いが進められます。

2 申立てできる方

- ・離婚した元夫
- ・離婚した元妻

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。 (申立書提出の際、口のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

		に記載の書類
Ц		:婦の戸籍謄本(全部事項証明書)1通 夫婦の一方が除籍された記載があるもの
	収入印紙	1,200円分
	郵便切手	100円×2枚,82円×8枚,20円×2枚,10円×4枚,5円×2枚(946円分)

5 申立てする方が、記入して提出する書類

	申立書	・裁判所から,申立書の写しを相手方に送付します。
1	記載例	知られたくない住所等は「連絡先等の届出書」に記載し、申立書には記載しないでください。
2	連絡先等の届出書	・安全の確保等の必要から申し出があった場合には、原則的に非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)とします。
	事情説明書	・申立てに至った事情などを記載してください。
3		・提出した書面は、相手方が見たり(閲覧)、コピー(謄写)をする可能性があります。
	進行連絡メモ	・調停の進行に関して、参考にするものです。
		・特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	・裁判所に書面を提出する場合の注意書です。
2	情報の非開示を求める場 合の取扱いについて	 提出する書面に記載されている情報を相手方に対して非開示(見せたり,コピーさせたりしないこと)とすることを求める場合の説明書です。よくお読みください。 相手方に知られたくない情報が含まれた書面などを裁判所に提出するかどうかは、ご自身で判断してください。
3	家事調停のしおり	・調停の進行についての説明書です。

(別紙様式第13)

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

		受付印	□ 調停 家事 申立書 事 □ 審判	件名()
			(この欄に申立て1件あたり収入印紙	1.200F	円分を貼って	(ください。)
収入り	印 紙	円				
子納郵便	更切手	円	(貼	った印紙に打	甲印しないで	ごください。)
-Tri -Lb		定庭裁判所 御中	申立人(又は法定代理人など)			印
平成	年	月 日	の記名押印			
添付書		ために必要な場合は、	追加書類の提出をお願いすることがありま	ます。)		準口頭
申	本 籍			必要はあり	ません。)	
立	住所	_ -			(方)
人	フリガナ			大正 昭和 平成	年 (月 日生歳)
相	本 籍			必要はあり	ません。)	
手	住 所	〒 −			(方)
方	フリガナ			大正 昭和 平成	年 (月 日生歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。

この申立書の写しは,法律の定めるところにより,	申立ての内容を知らせるため、	相手方に送付されます。
-------------------------	----------------	-------------

申	<u> </u>	7	の	趣	以 日
申	立	T	<i>O</i>)	理	由
 11				·	patro
				••••	

この申立書の写しは,法律の定めるところにより,申立ての内容を知らせるため,相手方に送付されます。

		受付印	家事	申立書	事件名(感謝料)			
			(この欄に申立て1件	あたり収入印紙	1,200円分を貝	占ってください。)			
収入	収入印紙 円								
予納郵信	更切手	円		(貼	った印紙に押印し	ないでください。)			
平成		庭裁判所 御中 日	申 立 人 (又は法定代理人など) の記名押印	Z	川春	7 ED			
添付書	必要な	添付書類を提出してい	\ただく場合があります。			準 口 頭			
			されていない申立ての場合は	:,記入する必要は	ありません。)				
申	本 籍 (国籍)	都	3 道 F 県						
立	住所	〒 - リー・ - サー・ -	万 町番号 『とれるように正確に記入 『、 申立書を提出される裁	アパート していただく必 判所にお問い合	号室 要がありますが , わせください	方)			
人	フリガナ 氏 名	オ ツ カ 乙	ュ ワ ハ ル 川 春	, コ 子	平成	年 月 日生 歳)			
相	本 籍 (国 籍)	都	まれていない申立ての場合は 3 道 F 県	, 記入する必要はあ	5りません。)				
手	住 所	〒	町 番 号 これるように正確に記入し	マンション ていただく必要	号 があります。 ₍	方)			
方	フリガナ 氏 名	コ ウ <i>。</i> 甲	ノ イチ [野 ー	郎	大正 昭和 平成	年 月 日生 歳)			

(注)太枠の中だけ記入してください。

		申	$\overrightarrow{\Delta}$	て	の	趣		
相手方に	ま,申立。	人に対し	, 慰謝料と	して相当額	を支払うと	の調停を3	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		申	立	て	の	理	由	
1 申立.	 人と相手	 方は , 平	成年月	 日婚姻し	 /ました。			
2 相手	方は,平	-成 年	月ころから	,人員削減	で仕事がき	うつくなり	,残業せざ	るを得ないよう
になっ	たと言っ	ては , 帰	宅が毎日の	ように深夜	『に及ぶよう	うになりま	した。しか	し,毎月の給料
で残業	代が増え	.ていない	ことを不審	に思い問い	いただしたと	:ころ , 実	は , 相手方	は退社後に毎日
のよう	にパチン	'コや飲み	屋に通って	いることか	が分かりまし	た。		
3 そこ	で,申立	:人は相手	方に対し,	円満な家庭	Ӗ生活を営め	るように	反省を求め、	ようと何度か話
し合い	を試みた	:のですが	,相手方は	依然として	態度を改め)ず , さら	には,申立。	人を怒鳴りつけ
たり殴	るなどの	暴力を振	るい , 生活	費も満足に	こ入れなくな	いました	ので , 申立 <i>.</i>	人は , 相手方へ
の愛情	を失い,	平成 年	月日,	慰謝料を定	≧めず協議院	婚しまし	た。	
4 しか	し , これ	は相手方	の一方的な	理由により)離婚せざる	を得なく	なったもの	ですので,慰謝
料を請	求するた	:めにこの	申立てをし	·ます。 				

※ 連絡先等について非開示(住所等の記載された書面を見せたり、コピーさせたりしないようにすること)を希望するときは、下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して ください。 (書類の提出に当たっては、「裁判所に書類を提出される方へ(申立人用)」をご覧ください。)

連絡先等の届出書(申立人用)

	(該当するものにチェックを	してください。)
1	書面の送付場所	
	標記の事件について、書面は次の場所に送付してください。	
	□ 申立書記載の住所のとおり	
	□ 下記の場所 (A)	
	場所:	
	場所と本人との関係:□住所 □就業場所(勤務先)	
	□その他	
2		
	「携帯電話番号(B):	
	□ 固定電話番号(□自宅/□勤務先) (C) :	
	·	
	□ どちらに連絡があってもよい。	
	□ できる限り、□携帯電話/□固定電話への連絡を希望する。	
	平成 年 月 日	
	申立人 氏名:	印
* !	以下の欄は、非開示の希望がない場合は記入不要です。	
	ト書面記載内容うち,下欄により非開示とすることを求めたもの(A, B, C)について	
	しない取扱いとなります。 他の提出書面に非開示の希望を出した住所等を記載しないように注意してください。	
1.7		
	非開示の希望に関する申出書	
乡	安全確保のため、上記届出の(□A □B □C)を、非開示とす	ることを希望
しま	ます。	
	平成 年 月 日	
	申立人 氏名:	印

この書面は. 相手方から申請があれば閲覧謄写(見せたり, コピーさせたりすること)される可能性があります。

平成 年(家)第 号

平成 年 月 日

事情説明書

		申	立	人		<u> </u>
1	本件申立てに至った事情やいきさつなどを記					
	これまでのいきさつを考えると, 調停で対立す					
	これまでのいきさつを踏まえ,本件について, ださい。	現在	:, あな	こ <i>た</i> か	、考えていることを簡単	にお書きく

1

進行連絡メモ(申立人)

	停を進めるための参考として,裁判所のみが使用します。 にチェックまたは○印をし(複数回答可),空欄には自由に記載して,申立ての際に提出してください。
	□ あなたの職業(勤務先)を教えてください。職業 勤務先 電話番号 ()
あなた(申立人) についておきき	□ どうしても調停期日を 避けてほしい日 などがありましたらお書きください。 ※ 調停期日は平日のみです。 日にち (中由:
します。	曜日・時間帯 <u>※ あなたが避けてほしい曜日・時間帯を〇で囲</u> んでください。 月 火 水 木 金 理由: 午前 午後 午前 午後 午前 午後 午前 午後 午前 午後
	□ 相手方の職業(勤務先)が分かりましたらお書きください。 職業 勤務先 電話番号 ()
相手方について おききします。	□ 相手方が調停期日に 差し支えのある日 などが分かりましたらお書きください。 ※ 調停期日は平日のみです。 日にち (理由: 曜日・時間帯 ※ 相手方が差し支えのある曜日・時間帯を○で囲んでください。
	T
調停を進める上 で,裁判所への 要望があれば書 いてください。	
	□ ある。(そのときの相手方の態度について、チェックをしてください。) □ 感情的で話し合えなかった。 □ 冷静であったが、話合いはまとまらなかった。
この申立てをする前に相手方と	□ 態度がはっきりしなかった。 □ その他()
話し合ったことが ありますか。	□ ない。(その理由について、チェックをしてください。) □ 話合いに全く応じないから。 □ 話し合っても無駄だと思ったから。
	□ HO HO C T C T C T C T C T C T C T C T C T C
この申立てをす	□ 伝えた。(相手方の反応:)
ることを相手方に伝えましたか。	□ まだ伝えていないが、伝えるつもりである。 □ 伝えるつもりはない。(理由:
	□暴力の心配はない。
	□ 暴力の心配がある。
	以下は、暴力の心配がある方のみ記入してください。
	1 これまでに、相手方の暴力で治療を受けたことがありますか。
	□ ある。(平成 年 月ころ) □ ない。 (けがの種類 □骨折 □打撲 □あざができた □その他 ())
	(けがの程度 □入院 □通院 □その他 ())
	2 配偶者暴力に関する保護命令の申立てをしましたか。
相手方に暴力の	□ はい → 保護命令は出ましたか。
心配があります か。	□ いいえ □ いいえ □ □ いいえ □ □ いいえ 3 相手方が刑事事件を起こしたことがありますか。
	口ある。ロない。
	(事件の内容 □傷害 □その他()
	4 調停時の相手方について □ 申立人と顔を合わせなければ暴力を振るうおそれはない。
	□ 裁判所職員や第三者がいる場所でも暴力を振るうおそれがある。
	□ 裁判所への行き帰りに待ち伏せされるおそれがある。
	□ 裁判所に刃物等の凶器を持ってくるおそれがある。□ 次のものを摂取してくるおそれがある。
	(□薬物 □アルコール □ その他())
現在治療中の病	
気があれば, 書 いてください。	□ 相手方 (病名:)
	平成 年 月 日 記入者氏名 印

裁判所に書面を提出される方へ(申立人用)

金沢家庭裁判所調停係

裁判所に書面を提出される場合には、以下の点にご留意願います。

1 申立書の写しの送付・提出書面の開示について

- (1) 法律の定めにより、あなたが提出された申立書の写しを相手方に送付します。 **そのため、申立書は、相手方に読まれることを前提としてお書きください。** ※「申立書の写し」は、**相手方の人数分**提出することとなっています。
- (2) 裁判所に提出する書面には、あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、相手方からの希望があると、相手方にお見せしたり(「閲覧」と言います。)、コピーを認める(「謄写」と言います。)こともありますので、ご注意ください。
 - ※ もし主張書面に、相手方の人格を非難したり、感情的に相手方を攻撃したりするような 内容などを書かれると、かえって調停が円滑に進まなくなる可能性があります。

2 提出書面の作成方法について

く主張書面>

- (1) **A4サイズ(この書面のサイズです。)の用紙**を縦に使用してください。
- (2) 綴じしろとして左端より3センチメートル以上あけ、横書きに書いてください。
- (3) 必ず①裁判所名,②事件番号(平成〇〇年(家イ)第〇〇〇号) yは(平成〇〇年(家)第〇〇〇号),③作成年月日を記載の上,署名押印をしてください。

く資 料>

資料の現物は、お手元で保管して、それをコピーしたものを提出してください。

相手方に見られたくない部分がある場合

「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示(見せたり、コピーしたりさせないこと)とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報(職業,職場,学校名等) を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。 次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出

→「連絡先等の届出書」(記載例参照)を用いて住居等を届け出た上,非開示の希望がある場合には,この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出

→ 主張書面や資料(源泉徴収票,診断書,陳述書等)を提出 するときは,住所等の部分をマスキング(紙で隠してコピー する)して消した状態で提出してください。

В

裁判所に提出する書面(主張書面及び資料)に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

<mark>該</mark>当部分が見えないようにマスキング(紙で隠してコピーする)して消した状態で書面を 提出してください。

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない(提出されない) ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい 書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」(記載例参照) に、非開示を求める部分と理由を明記し、 提出資料をステープラ(ホチキス)で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍 光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

注意! あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から 閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求 が認められたときは、非開示を求めた部分についても閲覧謄写されることになります。 平成24年(家イ)第000号

非開示の希望に関する申出書

別添書面 (陳述書) について、下記のとおり非開示とすることを希望します。

平成24年 9月1日

☑申立人 □相手方

<u>氏名 兼 六 花 子 (印</u>

記

非開示を希望する部分及び非開示を希望する理由

※ 理由は、下のア~オのどれに当たるかと具体的事情を記してください。

□書面の全部 理由 (ア,イ,ウ,エ,オ) 事情

☑書面の一部(以下の部分)

1 $2 \sim - \circlearrowleft 0 1 O(2)$

理由(ア,イ,ウ,エ,オ)

事情 子らが相手方のことを怖れているため、子らの気持ちが相手 方に伝わることは避ける必要がある。

2 5ページ10行目(申立人の知人の名前)

理由(ア, 4), ウ, エ, オ)

事情 相手方は、申立人が当該知人と異性関係があったと思い込んでおり、同人の名前が伝わると迷惑が掛かるおそれがある。

3

理由 (ア,イ,ウ,エ,オ) 事情

非開示を希望する理由

- ア 未成年者の利益を害するおそれがある。
- イ 当事者又は第三者の私生活や業務の平穏を害するおそれがある。
- ウ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、 社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくは名誉を著しく害するおそれがある。
- エ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、閲覧、謄写等を許可することを不適当とする特別の事情がある。
- オ その他

家事調停のしおり

(一般)

金沢家庭裁判所

家庭裁判所の調停(家事調停)とは?

夫婦,親子,親族などの間のもめ事について,裁判官と調停委員が間に入り,非 公開の場で,それぞれから言い分をよく聴きながら,話合いによって適切で妥当な解 決を目指す手続です。

公開の法廷で証拠を出し合って争う裁判(訴訟)とは異なります。

調停のすすめ方

- * 調停は平日で、おおむね1回2時間程度です。
 - * 当日は、調停委員が中立の立場で、それぞれから話をうかがいます。原則として、話は別々にうかがい、一方の意見を他方に伝える形で交互に進めますが、調停の成立時や期日の終了時等、必要に応じて同席いただく場合もあります。
 - * 調停委員には秘密を守る義務がありますので、調停の内容が外部に漏れることは一切ありません。安心してお話ください。
 - * 調停の結果,話がまとまった場合は調停成立となり,合意ができた内容を記載した調停調書 が作成されます。調停調書に記載された内容は,裁判の判決と同じ効力を持ちます。

話がまとまらない場合は調停不成立となり、手続は終了します。

(お願い)

- * 調停を続けるときは、次回の日時を決めてその日の調停を終わりにします。次回調停はだいたい1か月から1か月半ほど先になりますので、1回の調停を有効に使っていただき、決められた期日には欠席・変更のないようご協力ください。また、調停当日には、1か月から2か月先の予定が分かる手帳などをお持ちください。
- * あらかじめ家庭裁判所に伝えたい事情がある場合は、電話ではなく、<u>できるだけ書面に</u> 書いて調停期日前に提出してください。
- * 書面を提出するときは、「裁判所に書面を提出される方へ」をご覧ください。 あなたが裁判所に提出された書面は、反対当事者が閲覧・謄写をする可能性があります。 そのため書面の中に反対当事者(あなたが申立人なら相手方、あなたが相手方なら申立人)に知られたくない部分 (例えば給料明細書の勤務先など)がある場合の取扱いは、「情報の非開示を求める場合の取 扱いについて」に書かれていますので、これをお読みください。
- * **調停にお子さんをお連れになることは控えてください。**やむを得ないときは、調停の間、お子さんの面倒をみていただける方を同伴するようお願いします。
- * 調停においては録音が禁止されていますので、録音機の持ち込みはご遠慮ください。

法律相談等を行う公的機関

1 法テラス石川 金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内

(資力の乏しい方については、一定の要件のもとに弁護士による無料法律相談や、弁護士費用の 立替を受けることができます。) 電話受付時間 平日 午前9時~午後5時

2 法テラスコールセンター 0570-078374

(法的なトラブルの解消に役立つ情報の提供及び各相談窓口の案内を無料で行っています。) 受付時間 平日:午前9時~午後9時 土曜:午前9時~午後5時